# 通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続き等について(お知らせ)

平成20:10:17 貿局第4号

平成20年10月31日 貿易経済協力局

外国為替令及び輸出貿易管理令の一部改正(平成20年政令第260号)に伴い、通常兵器に係る補完的輸出規制に関する手続きについては、平成20年11月1日以降下記のとおり取り扱うこととしましたのでお知らせします。

記

#### 1 許可申請の対象

- (1) 技術の提供を目的とする取引
  - ① 外国為替令(昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。)別表の16の項の中欄に掲げる技術を輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)別表第3の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、「貿易関係貿易外取引等に関する省令第9条第1項第三号の二八及び第四号への規定により経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合」(平成20年経済産業省告示第187号。以下「通常兵器開発等告示」という。)の規定に該当するとき。
  - ② 外為令別表の16の項の(1)に掲げる技術を同項下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引又は外為令別表の16の項の(2)に掲げる技術を輸出令別表第3の2に掲げる地域において提供することを目的とする取引であって、それぞれ貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。)第9条第1項第三号の二二又は第四号二の規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき

# (2) 貨物の輸出

- ① 輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物を輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、「輸出貨物が輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げる貨物(核兵器等に該当するものを除く。)の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令」(平成20年経済産業省令第57号。以下「通常兵器開発等省令」という。)の規定に該当するとき。
- ② 輸出令別表第1の16の項の(1)に掲げる貨物を同項下欄に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合又は輸出令別表第1の16の項の(2)に掲げる貨物を輸出令別表第3の2に掲げる地域を仕向地として輸出しようとする場合であって、それぞれ輸出令第4条第1項第三号二又は第四号二の規定に基づく経済産業大臣からの通知を受けたとき。

## 2 申請手続き

(1) 申請窓口

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全保障貿易審査課

- (2) 申請に必要な書類
  - ① 技術の提供を目的とする取引について
    - A 1の(1)の①に該当する申請の場合
      - ア 役務取引許可申請書

······2通

イ 申請理由書・・・・・・1 通ウ 取引概要説明書・・・・・1 通エ 提供技術説明書・・・・・1 通オ 取引の事実を証する書類・・・・・1 通

以上アからオまでの作成方法等については「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に 基づき許可を要する技術を提供する取引について」(4貿局第492号)に従って下さい。

- カ 「当該技術を利用する者の所在地、事業内容、組織、資本関係等に係る説明書」・・1 通
- キ 「当該技術を利用する者の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は 登記簿謄本等の公式文書」

·····1 通

カ及びキの作成方法等については「通常兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(8貿局第365号)に従って下さい。

- ク [貨物・技術の概要及び特性] ・・・・・1通
- ケ 「カタログ、仕様書等の技術資料」・・・1 通
- コ 「通常兵器開発等告示の規定に該当することを示す文書等」 ・・・・各1通
- サ 「当該技術の最終用途を示す文書等」

·····1通

(当該文書等が存在する場合のみ提出)

以上クからサまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)」に従って下さい。

シ オの書類の写しを提出する場合には、当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書 ・・・・・1 通

(ただし、オの書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出して下さい。この場合、当該原本については、内容確認の後返却します。)

シの証明書の様式は、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第一号の規定に基づき許可を要する 技術を提供する取引について」(4貿局第492号)参考様式4を参照して下さい。

B 1の(1)の②に該当する申請の場合

Aに掲げる文書等のうちコを除く全ての文書等を作成、提出して下さい。また、「経済産業大臣から受けた通知文書」(原本)をあわせて提出して下さい(当該通知文書は内容確認後返却します。)。

- (注) 必要に応じて、指定した文書等以外の文書等の提出をお願いすることがあります。
- ② 貨物の輸出について
  - A 1の(2)の①に該当する申請の場合
    - ア 輸出許可申請書又は輸出許可・承認申請書

·····2通

イ 輸出許可申請内容明細書 ・・・・・・1 通

以上アからウまでの作成方法等については「輸出貿易管理令の運用について」(62貿局第322号)に 従って下さい。

- エ 「当該貨物の需要者の所在地、事業内容、組織、資本関係等に係る説明書」 ・・・・1 通
- オ 「当該貨物の需要者の存在確認に資するような会社案内等企業内容に関する対外公表資料又は登記簿 謄本等の公式文書」 ・・・1 通

エ及び才の作成方法等については「通常 兵器関連貨物・技術の輸出管理について」(8貿局第365号)に従って下さい。

- カ [貨物・技術の概要及び特性] ・・・・・1通
- キ 「カタログ、仕様書等の技術資料」・・・1 通
- ク 「通常兵器開発等省令の規定に該当することを示す文書等」 ・・・・各1通
- ケ 「当該貨物の最終用途を示す文書等」・・1 通 (当該文書等が存在する場合のみ提出)

以上カからケまでの作成方法等については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)」に従って下さい。

コ ウの書類の写しを提出する場合には、当該書類の写しが原本と相違ない旨を誓約した証明書 ······1 通

(ただし、ウの書類の原本の提出を求められた場合には、当該原本を提出して下さい。この場合、当該 原本については、内容確認の後返却します。)

コの証明書の様式は、「輸出貿易管理令の運用について」(62貿第322号)1-1の(2)(ハ)(d)を参 | 照して下さい。

B 1の(2)の②に該当する申請の場合

Aに掲げる文書等のうちクを除く全ての文書等を作成、提出して下さい。また、「経済産業大臣から受けた通知文書」(原本)をあわせて提出して下さい(当該通知文書は内容確認後返却します。)。

(注) 必要に応じて、指定した文書等以外の文書等の提出をお願いすることがあります。

③ 資料の一部省略

①の書類のうちカ、キ、ク、ケ、コ又はサ、②の書類のうちエ、オ、カ、キ、ク又はケについては、事前相談時に提出した書類と同一のものである場合に限り、大量破壊兵器等の不拡散のための補完的輸出規制に係る輸出手続き等について(お知らせ)(平成8年4月9日貿易局安全保障貿易管理課)別紙様式にその書類を明記することによって、許可申請資料としての提出を省略することができます。

## 3 通常兵器開発等告示又は通常兵器開発等省令における用語の解釈

通常兵器開発等告示又は通常兵器開発等省令における主な用語の解釈は、原則として次のとおりとします。 [通常兵器開発等省令(本文関係)]

(1)「当該貨物の輸出」

当該貨物の輸出とは、輸出令別表第1の16の項の中欄に掲げる貨物に該当する貨物に関して、個々の契約毎の輸出をいう。したがって、一度許可をした同一貨物の同一需要者に向けた「再度の輸出」であっても、契約

が異なれば新たな許可申請要否判断の対象となる。

#### (2)「輸出者が入手した文書等」

輸出者がその貨物を輸出するにあたっての、個々の契約に限定されず、当該輸出者が輸出の前に入手した全ての文書等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。))をいう。ただし、これは輸出者に対して特定の文書等の入手を義務づけるというものではなく、通常の商慣習の範囲内で入手した文書等との趣旨である。

なお、およそ当該輸出者の取引実態から考えて、当該輸出者が確認すると考えられないもの、例えば、当 該輸出者にとって特異な言語で書かれた文書や極めて大部な文書は、ここでいう「輸出者が入手した文書等」 には該当しない。(ただし、その内容を確認した場合にはこの限りでない。)

## (3)「電磁的記録」

電磁的記録とはフラッシュメモリー等の電子的記録媒体、ビデオテープ、カセットテープ、フロッピーディスク、ハードディスク等の磁気的記録媒体、CD、マイクロフィルム等の光学的記録媒体その他の記録媒体において人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。

#### (4)「需要者」

「需要者」は「当該貨物を費消し、又は加工する者」をいう。

輸出時点から全く形状、性質が変更された物を費消し、又は加工する者は、ここでいう需要者には該当しない。

需要者は法人単位で考慮することを原則とし、行政機関である場合には、原則として行政機関単位で判断する。

## (5)「これらの代理人」

「これらの代理人」は「輸入者又は需要者に代わって意思表示をなし、又は意思表示を受領し、その法律効果が直接輸入者又は需要者に帰属する関係にある者」を意味する。

## (6)「連絡を受けた」

連絡手段は問わない。

なお、いわゆるライバル企業等の第三者から連絡を受けた場合については、当該者が輸入者若しくは需要者 又はこれらの代理人に該当しない場合は、ここでいう「連絡を受けた」場合に該当しない。

## [通常兵器開発等告示(本文関係)]

- (7)「その取引」
  - (1)の「当該貨物の輸出」に同じ。
- (8)「取引を行おうとする者が入手した文書等」
  - (2)の「輸出者が入手した文書等」に同じ。
- (9)「利用する者」
  - (4)の「需要者」に同じ。

## 4 事前相談

本輸出規制に係る事前相談や一般相談、その他不明な点等がありましたら、2(1)に掲げる申請窓口あて御相談下さい。

## 附 則

この通達は、平成20年11月1日から施行する。